

全日本木材市場連盟 会長 殿

林野庁森林整備部計画課長

森林窃盗、無断伐採事案発生の未然防止に向けた取組について（依頼）

森林法等森林・林業関係法令の適正な運用につきまして、日頃から格別のご協力をいただき誠に有り難うございます。

さて、戦後植えられた人工林が本格的な利用期を迎えていること、世代交代や不在村化などにより森林所有者の森林経営の関心が低くなっていること等に起因して、昨今、森林所有者に無断で立木が伐採される事案が各地で発生しております。

過日には、宮崎県において、森林法に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書を偽造し業者に伐採させたとして有印私文書偽造・同行使と森林法違反（森林窃盗）で有罪判決が出されたところです。宮崎県においては、このような事案の発生を受け、県、市町村、宮崎県森林組合連合会、宮崎県木材市場連盟、宮崎県木材協同組合連合会、宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会及び県警察本部と「森林の誤伐及び盗伐対策に関する協定書」を締結し、同協定書に基づき、関係者と連携して森林の伐採現場の巡視パトロールを行うなど、対応が進められております。

こうした状況を踏まえ、林野庁としては、都道府県、市町村、森林組合、素材生産業者などの森林・林業関係者等への注意喚起、森林法に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制度の適切な運用の徹底などを依頼することといたしました。

貴会におかれては、森林窃盗、無断伐採事案発生の未然防止を図る観点から、合法性証明の徹底、出所不明な木材の取扱を行わないことに加え、地域において関係機関等から巡視パトロールの実施など連携した取組について依頼がなされた場合には協力いただけるよう、傘下会員等への周知方宜しくお願いいたします。

なお、このことについて、林野庁から警察庁へ協力を依頼しておりますので申し添えます。

（別添資料）

- 1 森林窃盗、無断伐採事案発生の未然防止について（平成30年4月19日付け30林整計第53号 都道府県林務担当部長あて林野庁森林整備部計画課長通知）
- 2 森林窃盗事案発生の未然防止に向けた取組について（平成30年4月19日付け30林整計第53号 警察庁生活安全局生活経済対策管理官あて林野庁森林整備部計画課長通知）
- 3 無断伐採に係る都道府県調査結果について（平成30年3月9日林野庁プレスリリース）

- 4 伐採及び伐採後の造林の届出等の制度
- 5 伐採及び伐採後の造林の届出書の追加的取組事例
- 6 森林窃盗、無断伐採の防止に向けた取組事例

30林整計第 53 号
平成30年 4月19日

各都道府県 林務担当部長 殿

林野庁森林整備部計画課長

森林窃盗、無断伐採事案発生の未然防止について

伐採及び伐採後の造林の届出制度については、従前より「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度の運用について」(昭和49年10月31日付け49林野計第479号林野庁長官通知)等により制度の適切な運用をお願いしているところであるが、今般、宮崎県で発生した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る有印私文書偽造・同行使と森林法違反(森林窃盗)事案を踏まえ、森林所有者に無断で伐採された事案の全国調査を行ったところ、全国的に事案の発生が認められたところである。

こうした状況を踏まえ、伐採及び伐採後の造林の届出制度の適切な運用についてより一層の徹底を図るため、下記に留意の上、適切に対処いただくよう市町村への助言、指導をお願いします。

なお、貴管下の市町村その他関係者への周知をお願いします。

記

1 無断伐採に係る都道府県調査結果の周知

森林所有者に無断で伐採された事案の全国調査を行ったところ、市町村や都道府県に情報や相談が寄せられた件数は、平成29年4月から平成30年1月末までの間に62件あり、このうち、無断伐採が故意に行われた疑いがあるものは11件あった。(別紙1:プレスリリース)

こうした今回の調査結果について、市町村、森林組合、素材生産業者などの森林・林業関係者等に幅広く周知し、注意喚起を行うこと。

2 伐採及び伐採後の造林の届出制度の適切な運用

(1) 伐採及び伐採後の造林の届出制度の周知

市町村に伐採及び伐採後の造林の届出書(以下「届出書」という。)が確実に提出されるよう、市町村の広報誌やホームページ、チラシ等を活用した制度の周知を行うなど、森林所有者等が森林法を遵守するよう一層の徹底を図ること。

(別紙2:チラシの例)

(2) 伐採及び伐採後の造林の届出の内容確認の徹底

市町村は、届出書の提出があった場合は、森林簿、林地台帳等を活用し、届出者が真に森林所有者等であることを確認すること。また、届出者に位置図その他

の図面の添付を求めることや、届出時に市町村役場にて届出者と図面を用いて位置の確認をすることなどにより、届出書の記載内容の確認を徹底すること。

さらに、届出書の添付書類として、土地所有者（造林者）が確認できる書類等の提出を徹底している事例や、届出者に対し、適合通知書や確認通知書を交付し、伐採箇所へ通知番号等の表示を義務付けている事例等も参考に、各市町村の状況に合った取組の強化に努めること。（別紙3：伐採及び伐採後の造林の届出書の追加的取組事例）

（3）関係機関と連携した森林窃盗、無断伐採の防止に向けた取組

森林窃盗、無断伐採の防止を図るため、都道府県や市町村、森林所有者、森林・林業関係者、警察等が連携して行う伐採現場の巡視パトロールなど、関係機関と連携した取組や、森林の巡視等業務の外部委託の取組事例を参考に、取組の強化に努めること。（別紙4：森林窃盗、無断伐採の防止に向けた取組事例）

なお、これらについては、林野庁から警察庁及び関係団体へ協力を依頼しているので申し添える。（別紙5，6：警察庁及び関係団体への協力依頼）

30林整計第 53 号

平成30年 4 月19日

警察庁生活安全局生活経済対策管理官 殿

林野庁森林整備部計画課長

森林窃盗事案発生の未然防止に向けた取組について (依頼)

森林法等森林・林業関係法令の適正な運用につきまして、日頃から格別のご協力をいただき誠に有り難うございます。

さて、戦後植えられた人工林が本格的な利用期を迎えていること、世代交代や不在村化などにより森林所有者の森林経営の関心が低くなっていること等に起因して、昨今、森林所有者に無断で立木が伐採される事案が各地で発生しております。

過日には、宮崎県において、森林法に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書を偽造し業者に伐採させたとして有印私文書偽造・同行使と森林法違反(森林窃盗)で有罪判決が出されたところです。宮崎県警察本部におかれては、このような事案の発生を受け、県、市町村、森林・林業関係者と「森林の誤伐及び盗伐対策に関する協定書」を締結し、同協定書に基づき、関係者と連携して森林の伐採現場の巡視パトロールを行うなど、積極的に対応いただいております。

こうした状況を踏まえ、林野庁としては、貴庁との情報共有など連携を密にしつつ、都道府県、市町村、森林組合、素材生産業者などの森林・林業関係者等への注意喚起、森林法に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制度の適切な運用の徹底などを依頼することといたしました。

貴庁におかれては、森林窃盗事案発生の未然防止を図る観点から、地域において、関係機関等から緊密な連携等について依頼がなされた場合には協力いただけるよう、都道府県警察関係部局等への周知方宜しくお願いいたします。

(別添資料)

- 1 森林窃盗、無断伐採事案発生の未然防止について (平成30年 4 月19日付け30林整計第53号 都道府県林務担当部長あて林野庁森林整備部計画課長通知)
- 2 無断伐採に係る都道府県調査結果について (平成30年 3 月 9 日林野庁プレスリリース)
- 3 伐採及び伐採後の造林の届出等の制度
- 4 伐採及び伐採後の造林の届出書の追加的取組事例
- 5 森林窃盗、無断伐採の防止に向けた取組事例



無断伐採に係る都道府県調査結果について

林野庁は、森林所有者に無断で立木が伐採された事案について、都道府県を通じて調査を行い、結果を取りまとめました。

1. 概要

森林法第10条の8第1項に規定する「伐採及び伐採後の造林の届出」の対象となる伐採が森林所有者に無断で行われ、平成29年4月から平成30年1月までの期間に市町村又は都道府県に情報や相談等があった事案について、都道府県を通じて調査を行いました。

2. 調査結果

調査の結果、確認された事案は次のとおりです。

	森林所有者に無断で伐採業者や伐採仲介業者が故意に伐採した疑いがあるもの	境界の不明確又は当事者の認識違いにより森林所有者に無断で伐採されたもの	その他状況が不明なもの	計
市町村や都道府県に情報や相談等があった件数	11	37	14	62
うち警察への相談件数	9	9	10	28

3. 今後の対応

林野庁では、今回の調査結果を森林・林業関係者等に広く周知するとともに、このような事案を防止するため、市町村等に対し、伐採届出制度に基づく届出書の受理の際に森林所有者等に関する情報を厳重にチェックすることや、関係者と連携したパトロールを実施するなどの依頼、無断伐採の防止に向けた取組事例の紹介等を関係機関と連携し進めていきます。

<添付資料>

地域別集計表

【お問合せ先】

林野庁森林整備部計画課
担当者：森林計画指導班 伊奈、柏
代表：03-3502-8111（内線6144）
ダイヤルイン：03-6744-2300
FAX：03-3593-9565

無断伐採に係る市町村等への相談等の件数

ブロック	都道府県	相談先	森林所有者に無断で伐採業者や伐採仲介業者が故意に伐採した疑いがあるもの	境界の不明確又は当事者の認識違いにより森林所有者に無断で伐採されたもの	その他状況が不明なもの	計
北海道・東北	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	市町村、都道府県への相談等件数	1	6	1	8
		うち警察への相談件数		2	1	3
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、	市町村、都道府県への相談等件数	1	3	5	9
		うち警察への相談件数	1	2	2	5
中部	富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県	市町村、都道府県への相談等件数		4	1	5
		うち警察への相談件数			1	1
近畿	三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、	市町村、都道府県への相談等件数	2	1	1	4
		うち警察への相談件数	2			2
中国・四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	市町村、都道府県への相談等件数		3		3
		うち警察への相談件数		1		1
九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	市町村、都道府県への相談等件数	7	20	6	33
		うち警察への相談件数	6	4	6	16
計		市町村、都道府県への相談等件数	11	37	14	62
		うち警察への相談件数	9	9	10	28

注:

1 平成29年4月から平成30年1月までの間に市町村や都道府県に情報や相談等があった事案

2 森林法第10条の8第1項に規定する伐採及び伐採後の造林の届出の対象となる伐採が森林所有者に無断で行われ、市町村や都道府県に情報や相談等があった事案が対象

伐採及び伐採後の造林の届出等の制度

- 民有林の立木を伐採するときは、森林所有者等はあらかじめ市町村長に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出してください。

伐採及び伐採後の造林の届出書

市町村長殿

届出人 住所 氏名
(注) 届出は、伐採と伐採後の造林をする権原を有する者が提出(異なる場合には、連名で提出)

- 1 森林の所在場所
(注) 伐採・造林箇所を特定するために位置図その他の図面を添付してください。
- 2 伐採の計画
(注) 記載項目は、伐採面積、伐採方法、伐採樹種、伐採齢、伐採の期間
- 3 伐採後の造林の計画
(注) 記載項目は、造林の方法(人工造林・天然更新)別の造林面積、造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積・植栽本数

伐採及び伐採後の造林の届出書の提出

森林法第10条の8第1項

伐採開始予定日の
90~30日前



伐採の実施



造林の実施

伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書の提出

森林法第10条の8第2項

届出書を提出しないで
伐採した場合

↓ (森林法第208条第1号)
100万円以下の罰金



伐採及び伐採後の造林の届出書の追加的取組事例

【事例①】宮崎市による取組

1 届出内容の確認の徹底

届出書に下記の添付資料を追加で提出させ、本人の確認等を実施。

	添付書類		備考
1	伐採地が特定できる書類	位置図、字図（地籍図） 森林計画図	必須
2	土地所有者が確認できる書類	登記簿謄本、要約書等	必須
3	森林所有者等の住所が確認できる書類	住民票等	必須
4	隣接土地所有者と境界確認をしたことが確認できる書類	境界確認書（立会者連名の記名・押印のあるもの）、 立会写真、境界保全状況写真等	市長が必要と認めた場合
5	地元関係団体との協議 ・ 地元自治会 ・ 土地改良区・水利組合等	協議報告書等	必須 ただし、市長が必要ないと認めた場合を除く
6	関係施設管理者との協議 ・ 作業路、土場等土地所有者 ・ 道路、河川管理者等	承諾書、許可証等の写し	市長が必要と認めた場合
7	その他市(町)長が必要と認める書類	・ 誓約書 ・ 立木の売買契約書 ・ 土地の売買契約書等	登記簿謄本に記載されている所有者と伐採後の造林の権原を有する者が異なる場合

2 適合通知書の交付等

市長は、届出書に記載された内容が宮崎市森林整備計画に適合すると認められる場合は適合通知書を、それ以外のときは確認通知書を必ず届出者に送付し、受領した者は、伐採を開始するにあたり、周辺の分かりやすい場所に届出者名や伐採事業者名、通知番号等の表示を行う。

【事例②】日向市による取組

1 届出内容の確認の徹底

届出書に下記の添付資料を追加で提出させ、本人の確認等を実施。

	添付書類	備考	
1	伐採及び伐採後の造林の届出書チェックリスト	<p>【チェック項目】</p> <p>① 確認事項 ② 伐採の目的 ③ 記載事項の確認 ④ 添付書類の確認</p>	<p>必須</p> <p>伐採届書を提出する者が作成すること。</p>
2	伐採地が特定できる書類	位置図、字図、地籍図、森林計画図等	必須
3	伐採行為に関する権原を有し、土地境界等の紛争解決を誓約する書類	誓約書	必須
4	土地所有者が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿謄本 ・登記事項要約書 ・名寄帳 ・固定資産納税通知書等 	市長が必要と認めた場合
5	森林所有者等の住所が確認できる書類	マイナンバーカード、住民票、免許証等	市長が必要と認めた場合
6	伐採林地の境界確認を証する書類	隣接所有者が境界確認したことがわかる書類(記名、押印のある書類等)	市長が必要と認めた場合
7	<p>地元や関係団体、関係施設管理者との協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元自治会 ・土地改良区、水利組合、施設管理者等 	協議書、承諾書等	市長が必要と認めた場合
8	その他	立木の売買契約書、土地の売買契約書等	市長が必要と認めた場合

2 伐採届旗の交付等

市長は、1ヘクタール以上の伐採等届出の提出があり、日向市森林整備計画に即した内容である場合は、伐採届旗を届出者に交付し、届出者は、伐採地周辺の分かりやすい場所に当該旗の掲揚を行う。

森林窃盗、無断伐採の防止に向けた取組事例

1 宮崎県における関係機関等との連携の取組

【宮崎県森林の誤伐及び盗伐対策に関する協定書】

目的：協定者の相互理解による高い信頼と協力関係に基づき、森林の誤伐事案及び盗伐が疑われる事案に対する迅速な対応及び事案発生の未然防止を図る
協定の主な内容：

- (1) 誤伐、盗伐事案に関する連絡、情報提供、捜査の協力等
- (2) 森林の誤伐及び盗伐を未然に防止するため、森林の境界の明確化の支援、普及啓発
- (3) 伐採パトロール

協定者：宮崎県、宮崎県市長会、宮崎県町村会、宮崎県森林組合連合会、宮崎県木材市場連盟、宮崎県木材協同組合連合会、宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会、宮崎県警察本部

締結日：平成29年8月28日

2 森林の巡視等業務の外部委託

【東京都あきる野市の森林管理巡視業務の外部委託】

主な業務内容：

- (1) 間伐等の森林施業を必要とする森林の把握
- (2) 伐採届及び森林経営計画の現地確認
- (3) 林地の汚染の調査
- (4) 林道等の施設の損傷調査
- (5) 山地災害の把握
- (6) 山火事防止の啓発及び見回り 等

【北海道札幌市の民有林巡視等調査業務の外部委託】

主な業務内容：

- (1) 伐採届に基づく伐採等の現地調査及び指導
- (2) 森林経営計画に基づく伐採等の現地調査及び指導
- (3) 森林被害等の巡視及び現地調査
- (4) 無届による伐採等の巡視、現地調査及び事情聴取
- (5) 天然更新完了の現地調査及び指導 等

